

大和市告示第160号

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱及び大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年10月7日

大和市長 古谷田 力

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱及び大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

(大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正)

第1条 大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成21年大和市告示第86号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ついて」の次に「、大和市補助金交付規則(昭和42年大和市規則第21号)に定めるもののほか、」を加える。第2条第2号を次のように改める。

(2) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の市長が認める自立に向けた支援を受けている者であること。

第3条第3号中「限る」の次に「。以下「指定教育訓練」という」を加え、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第4条第1項第2号中「対象者」の次に「(次号に掲げる者を除く。)」を加え、「その」を「当該」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 受講開始日現在において、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない対象者であって、指定教育訓練を受講するもの(当該指定教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該指定教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該指定教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等をした(当該指定教育訓練修了時点で就職等をしている場合を含む。)ものに限る。) 教育訓練経費の額に100分の85を乗じて得た額(当該額が修学年数に600,000円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に600,000円を乗じて得た額又は2,400,000円のうちいずれか少ない額)

第4条第2項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第5条第2項第8号中「支給申請」を「第8条又は第9条の規定による申請を行う」に改める。

第6条第1項中「受講開始前」を「受講開始の前」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 第2条第2号の母子・父子自立支援プログラムの写しその他の市長が認める自立に向けた支援を受けていることを証明する書類

第6条第1項第3号を削る。

第7条第2項中「よる決定を行ったときは、」を「より対象講座を指定すること決定したときは」に、「速やかに、その旨を」を「指定しないことを決定したときはその旨を当該」に改め、同条第3項第1号中「本人」を「申請者」に改める。

第8条第1項中「申請者」を「前条第2項の規定により対象講座の指定を受けた者（以下「対象講座指定者」という。）」に改め、「受講修了日」の次に「（次項第2号に掲げる教育訓練修了証明書において証明された修了日をいう。以下同じ。）」を、「確定した日」の次に「のいずれか遅い方の日」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、やむを得ない理由により当該期限までに提出することができないと認められる場合に限り、当該期限を経過した後においても提出することができる。

第8条第2項を削り、同条第3項中「第6条各号」を「第6条第1項各号」に改め、同項ただし書を削り、同項第2号中「その施設」を「当該教育訓練施設」に、「申請者」を「当該対象講座指定者」に改め、「教育訓練修了証明書」の次に「（次項の規定により支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとに訓練給付金を支給する場合にあっては、当該対象講座指定者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（同令第101条の2の4第3号に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）を含む。）」を加え、同項第3号中「申請者」を「当該対象講座指定者」に改め、同項第4号中「一般教育訓練給付金」の次に「、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 第4条第1項第2号に掲げる者に対して支給する訓練給付金は、支給単位期間ごとの支給を決定することができるものとする。この場合において、市長は、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し、受講証明書の発行が可能であること等を確認しなければならない。

第8条第4項中「支給申請」を「支給申請書」に改め、「遅滞なく、」の次に「支給することを決定したときは」を加え、「申請者」を「支給しないことを決定したときはその旨を当該対象講座指定者」に改め、「算定し、」の次に「当該対象講座指定者に」を加える。

第14条を第15条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条中「及び第8条第3項」を「、第8条第2項及び前条第2項」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(訓練給付金の追加支給等)

第9条 当該対象講座指定者が前条第4項の規定による支給の決定を受けた後に異なる区分(第4条第1項各号に掲げる対象者の区分をいう。以下同じ。)に該当することとなったときは、新たに該当することとなった区分に応じて定める額から既に支給を受けた額を控除した額を追加で支給するものとする。この場合において、訓練給付金の追加支給を受けようとする対象講座指定者は、当該対象講座の受講修了日の翌日から起算して1年以内に就職等をした日又は第4条の規定により算定した支給額が確定した日のうちいずれか遅い方の日から起算して30日以内に、市長に自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)(以下「支給申請書(追加支給用)」という。)を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期限までに提出することができないと認められる場合に限り、当該期限を経過した後においても提出することができる。

2 支給申請書(追加支給用)には、第6条第1項各号に掲げる書類及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 教育訓練施設の長が、当該教育訓練施設の修了認定基準に基づいて、当該対象講座指定者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

(2) 教育訓練施設の長が、当該対象講座指定者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書。ただし、当該対象講座指定者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書(クレジット伝票の当該対象講座指定者用控に教育訓練施設が必要事項を付記したものを含む。)

(3) 専門実践教育訓練給付金が支給されている場合は、住所又は居所を管轄する公共職業安定所が発行する教育訓練給付金支給・不支給決定通知書

(4) 当該指定教育訓練に係る資格の取得をしたことを証明する書類

3 市長は、支給申請書(追加支給用)の提出があったときは、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、支給することを決定したときは自立支援教育訓練給付金支給決定通知書により、支給しないことを決定したときはその旨を当該対象講座指定者に通知しなければならない。この場合において、支給を決定したときは、併せて支給額を算定し、当該対象講座指定者に通知するものとする。

別表中「第13条」を「第14条」に改め、同表第4号様式の項中「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」を「自立支援教育訓練給付金支給決定通知書」に、「第6条及び第8条」を「第8条及び第9条」に改め、同表第5号様式の項中「自立支援教育訓練給付金支給決定通知書」を「自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)」に、「第8条」を

「第9条」に改める。

(大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正)

第2条 大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成21年大和市告示第87号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「同様」を「同等」に、「。」を「。以下同じ。」であり、若しくは同等の所得水準であったときから1年以内」に改める。

第6条第2項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

イ 当該対象者の前年(1月から7月までの間に支給申請をする場合には、前々年。以下同じ。)の所得の額並びに加算対象扶養親族(当該対象者の所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第34号に掲げる扶養親族(以下単に「扶養親族」という。)のうち、同項第34号の2に掲げる控除対象扶養親族(以下単に「控除対象扶養親族」という。)に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。)及び生計維持児童(当該対象者の扶養親族でない児童であって、当該対象者が生計を維持しているものをいう。以下同じ。)の有無及び数並びに同項第34号の4に掲げる老人扶養親族(以下単に「老人扶養親族」という。)及び同項第34号の3に掲げる特定扶養親族(以下単に「特定扶養親族」という。)の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額等についての市町村長の証明書を含む。)

ウ 当該対象者の前々年(1月から7月までの間に支給申請をする場合には、3年前の年。以下同じ。)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額等についての市町村長の証明書を含む。)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日(以下「施行日」という。)から施行し、第1条の規定による改正後の大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(以下「改正後の訓練給付金要綱」という。)第4

条第1項及び第9条第1項の規定並びに第2条の規定による改正後の大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第2条の規定は、令和6年8月30日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の訓練給付金要綱第2条第2号及び第6条第1項第2号の規定は、施行日以後に改正後の訓練給付金要綱第6条第1項の規定による対象講座の指定の申請をする者について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第6条第1項の規定による対象講座の指定の申請をした者については、適用しない。
- 3 改正後の訓練給付金要綱第4条第1項及び第9条第1項の規定は、適用日以後に修了する対象講座について適用し、適用日前に修了した対象講座については、なお従前の例による。